認定こども園 自己評価表

園名：やしろ中央第一こども園　　対象年度：令和８年度　評価日：H8.6.1　評価者：主幹保育教諭

◎：大変良好　○：良好　△：やや改善が必要　▲：改善が必要　対象外：理由を記入

全 144 項目

番号	分野	項目	評価内容	今回評価	前回評価
1	1.事業所運営の基本	人材育成	職員全員が参加する会議（職員会議・ミーティング）を定期的に実施している	◎	◎
2	1.事業所運営の基本	人材育成	非常勤職員にも、日々の保育に必要な情報が伝わる仕組みがある	◎	◎
3	1.事業所運営の基本	人材育成	各職員について、適切な研修確保がされている	◎	◎
4	1.事業所運営の基本	人材育成	定期的に園内研修を行っている	◎	◎
5	1.事業所運営の基本	指導助言	本園内に指導助言を行う職員がいる	○	○
6	1.事業所運営の基本	指導助言	園長は、指導助言を求めてきた職員への対応の経過を把握している	○	○
7	1.事業所運営の基本	指導助言	必要に応じて、専門職の指導助言を受ける仕組みを築いている	○	○
8	1.事業所運営の基本	指導助言	指導助言の中で得られた解決策は、日々の保育に活かされている	○	○
9	1.事業所運営の基本	個人情報	保管場所・保管方法を統一して定めるなど、情報の漏洩、放置、流出を防ぐ手段を講じている	◎	◎
10	1.事業所運営の基本	個人情報	保育業務の中で知りえた子どもや家庭に関する秘密の保持について全職員に周知し守られている。	◎	○
11	1.事業所運営の基本	個人情報	園長は、職員が作成した書類を定期的に確認している。	○	○
12	1.事業所運営の基本	個人情報	子どもに関する情報は、個別かつ一元的に管理されており必要な時にすぐに見ることが出来る	○	○
13	1.事業所運営の基本	職員配置・働く環境	開園から閉園まで、年齢・人数・活動に応じた職員を配置し、休憩や欠勤時にも安全に教育・保育を行える体制を確保している。	○	
14	1.事業所運営の基本	職員配置・働く環境	職員の休憩・休暇、時間外勤務、業務負担を把握し、心身の健康に配慮している。	○	
15	1.事業所運営の基本	職員配置・働く	職員が困り事や意見を安心して相談でき、職場のハラスメントを防止・解決する	○	

		環境	体制がある。		
16	1.事業所運営の基本	苦情解決	相談・苦情の受付窓口、解決責任者、第三者委員を保護者に周知している。	○	
17	1.事業所運営の基本	苦情解決	苦情の内容・対応経過を記録し、関係職員で共有して再発防止と改善につなげている。	○	
18	1.事業所運営の基本	写真・ICT の情報管理	写真・動画の撮影・掲載・配信について利用目的を説明し、保護者の同意範囲を確認している。	○	
19	1.事業所運営の基本	写真・ICT の情報管理	アプリの誤配信、端末紛失、不正アクセスを防ぐ対策を講じ、異動・退職時の利用権限を見直している。	○	
20	1.事業所運営の基本	評価と改善	自己評価の根拠となる記録や子どもの姿を職員間で共有し、評価の判断を確かめている。	○	
21	1.事業所運営の基本	評価と改善	改善事項ごとに担当者と期限を定め、次回の評価で改善状況を確認している。	○	
22	1.事業所運営の基本	評価と改善	自己評価の結果と改善方針を、個人情報に配慮して保護者等に分かりやすく公表している。	○	
23	2.子どもの発達援助	全体的な計画・指導計画	全体的な計画は、児童の権利に関する条約等の趣旨及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて作成し、見直している。	◎	◎
24	2.子どもの発達援助	全体的な計画・指導計画	全体的な計画は、全職員が参画し、共通理解と協力体制の元で毎年見直している	◎	◎
25	2.子どもの発達援助	全体的な計画・指導計画	全体的な計画における具体的なねらいや内容は、発達過程や年齢、個人差を踏まえた内容になるよう工夫している	◎	○
26	2.子どもの発達援助	全体的な計画・指導計画	全体的な計画と指導計画には連動性を持たせているよう指導している。	◎	○
27	2.子どもの発達援助	全体的な計画・指導計画	全体的な計画は、地域特性やこれまでの蓄積を生かした特色あるものになっている	◎	○
28	2.子どもの発達援助	全体的な計画・指導計画	指導計画に対する評価及び見直しの結果は、次の計画作成に活かしている	◎	○
29	2.子どもの発達援助	全体的な計画・	園長は指導計画の評価及び見直しに当たり、必要な指導を行っている	◎	○

		指導計画			
30	2.子どもの発達援助	理解と受容	職員は常に、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるような態度で接している	◎	○
31	2.子どもの発達援助	理解と受容	子どもの要求や質問などに対して、何を求めているのかを理解し、適切に対応している。	○	○
32	2.子どもの発達援助	理解と受容	「早くしなさい」とせかす言葉や、「だめ」「いけません」と制止する言葉を必要以上に用いないように周知している。	○	○
33	2.子どもの発達援助	理解と受容	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを受け止め、言葉で表すなどしながら、適切に対応している。	○	○
34	2.子どもの発達援助	地域交流	地域の行事に積極的に参加し、地域の文化や生活に触れている	◎	○
35	2.子どもの発達援助	地域交流	他園と交流する機会を設けている	◎	○
36	2.子どもの発達援助	地域交流	高齢者施設との交流を深め、高齢者の方を敬う気持ちを育てている	◎	○
37	2.子どもの発達援助	固定観念の配慮	あそびや行事の役割、持ち物、服装などで性別による押しつけをしないように配慮している。	○	○
38	2.子どもの発達援助	固定観念の配慮	順番、グループ分け、整列などは性別にしないようにしている	○	○
39	2.子どもの発達援助	健康状態の把握	保護者へ感染症の予防及び対応について周知している	○	○
40	2.子どもの発達援助	健康状態の把握	子ども一人一人の健康状態に関する情報が関係職員に周知されている	○	○
41	2.子どもの発達援助	健康状態の把握	子どもの体調悪化・けがなどについては、特に留意して保護者等に伝えている	○	○
42	2.子どもの発達援助	健康状態の把握	必要に応じて、降園後の対応について職員間で話し合っている。	○	○
43	2.子どもの発達援助	食事環境	子どもが落ち着いて、楽しく食事が出来るよう、テーブルやいすなどの環境を工夫している	○	○
44	2.子どもの発達援助	食事環境	発達に合わせた食事の援助を適切に行い、食事のマナーが身につくように配慮している	○	○
45	2.子どもの発達援助	食事環境	食べたいものや食べられるものが少しでも多くなるように援助している	○	○
46	2.子どもの発達援助	食事環境	年齢や障害、疾病などにより、食事に特別な配慮を必要とする子どもに対しても食事を楽しめるよう工夫している	○	○

47	2.子どもの発達援助	食事環境	子どもにかかわるすべての職員には、アレルギー疾患について必要な知識や情報が周知・共有されている	◎	○
48	2.子どもの発達援助	食事環境	職員は、子どもの食べる量や好き嫌いを把握している	◎	○
49	2.子どもの発達援助	食育	食事の提供を含めた「食育の計画」を策定している	◎	○
50	2.子どもの発達援助	食育	地域の様々な食文化等に関心を持つことが出来るよう、食事の内容や行事などの内容にも配慮している	○	○
51	2.子どもの発達援助	食育	栄養士・保育教諭等等が連携し、会議などで意見を交わしながらより良い給食になるように努める	◎	○
52	2.子どもの発達援助	食育	食材料の育成、食事を調えてくれた人への感謝の気持ちや命を大切にする気持ちをはぐくむように働きかけている	◎	○
53	2.子どもの発達援助	食育	子どもたちが調理作業をしている場面を見たり、言葉を交わしたりできるような場面を作っている	◎	○
54	2.子どもの発達援助	家庭との連携	保護者等に対して、発育期にある子どもの食事の重要性や本園での食事の取り組みについて説明している	○	○
55	2.子どもの発達援助	家庭との連携	サンプルを示し、その日の献立や量を保護者等に伝えている	○	○
56	2.子どもの発達援助	家庭との連携	保護者から、子どもの食事について相談された場合は、相談内容にふさわしい職員が対応している	○	○
57	2.子どもの発達援助	家庭との連携	連絡ノートや登園時の保護者からの話などを総合して、必要な場合には食事量の調節を行っている	○	○
58	2.子どもの発達援助	空間確保	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は常に適切な状態に保たれている	◎	○
59	2.子どもの発達援助	空間確保	本園内外の設備、用具等の衛生管理に努めている	○	○
60	2.子どもの発達援助	空間確保	本を読んだり、絵を描いたり、創作活動が自由にできるスペースがある	○	○
61	2.子どもの発達援助	空間確保	季節の移り変わりが感じられるような環境となるよう工夫している	◎	○
62	2.子どもの発達援助	環境整備	子どもが自由に遊べる時間が確保されている	○	○
63	2.子どもの発達援助	環境整備	子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫している	○	◎
64	2.子どもの発達援助	環境整備	好きな遊びができる環境が整えられている	◎	○

65	2.子どもの発達援助	環境整備	職員全員が、子どもの自発性を発揮できるような働きかけをするよう心掛けている	○	○
66	2.子どもの発達援助	環境整備	子どもの発達段階に即した玩具や遊具が検討され、用意されている	○	○
67	2.子どもの発達援助	社会的規律	職員は常に公平で温かい態度や言葉遣いで子どもに接し、信頼関係を築くようにしている	◎	○
68	2.子どもの発達援助	社会的規律	順番を守る等、社会的ルールを身に付けるように配慮している	◎	○
69	2.子どもの発達援助	社会的規律	当番活動などが日常生活の中で行われている	◎	○
70	2.子どもの発達援助	社会的規律	一人一人の子どもの自主性を尊重し、家庭と連携しながら子どもの状況に応じた対応をしている	◎	○
71	2.子どもの発達援助	社会的規律	地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会を設けている	◎	○
72	2.子どもの発達援助	表現活動	身近な自然と関わる機会を作り、子どもの様々な興味を引き出すようにしている	○	○
73	2.子どもの発達援助	表現活動	生活や遊びを通して、数・量の感覚が身に付くように工夫している	○	○
74	2.子どもの発達援助	表現活動	身体を使った様々な表現あそびが取り入れられている	○	○
75	2.子どもの発達援助	表現活動	クレヨン、絵の具、粘土、紙等の素材は、子どもが自由に選択できるよう常に複数種類を用意している	○	○
76	2.子どもの発達援助	表現活動	絵本の読み聞かせ、お話、紙芝居などを日常保育の中に取り入れている	○	○
77	2.子どもの発達援助	人間関係	職員は、子ども同士の関係をよりよくするような言葉かけを行っている	○	○
78	2.子どもの発達援助	人間関係	子ども同士のけんかの場面では、危険が無いように配慮しながら子ども同士で解決するように援助している	○	○
79	2.子どもの発達援助	乳児・低年齢児への配慮	一人一人の生活リズムや発達に応じて、授乳、食事、睡眠、排泄等を援助している。	○	
80	2.子どもの発達援助	乳児・低年齢児への配慮	乳児・低年齢児が安心して過ごせるよう、継続的に関わる職員との信頼関係と丁寧な引継ぎを大切にしている。	○	
81	2.子どもの発達援助	意思・人格の尊重	子どもの意思や気持ちを受け止め、活動への参加、食事、着替え等を一律に無理強いしていない。	○	
82	2.子どもの発達援助	意思・人格の尊	排泄や着替え等の際には、子どもの羞恥心やプライバシーに配慮している。	○	

		重			
83	2.子どもの発達援助	教育・保育の一体性	教育時間や在園時間の違いに配慮し、一日の活動・休息・職員間の引継ぎが無理なくつながるよう工夫している。	○	
84	2.子どもの発達援助	教育・保育の一体性	園の教育・保育方針に基づき、子どもが自分で選び、試し、考える機会を保障し、その姿を記録して援助や環境の改善に生かしている。	◎	
85	3.子育て支援	信頼関係の構築	送迎時に、園の保育内容や子どもの姿を伝えている	◎	○
86	3.子育て支援	信頼関係の構築	入所までの生活歴や家庭での状況を把握している	◎	○
87	3.子育て支援	信頼関係の構築	保育参加(観)を行うなどして、保護者と共通理解を得る機会を設けている	◎	○
88	3.子育て支援	信頼関係の構築	保護者の意向を踏まえて、個別面談を実施している	○	○
89	3.子育て支援	信頼関係の構築	クラス全体の様子を伝える保護者懇談会などを実施している	○	○
90	3.子育て支援	保護者との連携	連絡帳などを活用し、情報共有するようにしている	○	○
91	3.子育て支援	保護者との連携	「園(クラス)だより」や「お知らせ」により、保護者等に対して保育や行事についての意図を伝えている	◎	○
92	3.子育て支援	保護者との連携	定期的にアンケートを行い、保育方針に対する保護者の理解度や保育ニーズを把握している	△	△
93	3.子育て支援	保護者との連携	保護者と子どもの生活ぶり、成長などに関する情報を常に共有するようにしている	○	○
94	3.子育て支援	保護者との連携	意思疎通が困難な場合には、母国語による資料提供や筆談等、代替策を用意している	○	○
95	3.子育て支援	保護者との連携	長期欠席等に対しては、連絡を取り個別に相談の機会を設けている	◎	○
96	3.子育て支援	相談・情報提供	保護者等からの相談に応じる体制を作っている	◎	○
97	3.子育て支援	相談・情報提供	保育に支障をきたさない範囲で、相談の曜日や時間は相談者の意向をくんで対応している	◎	○
98	3.子育て支援	相談・情報提供	相談者に提供できるような子育て支援のため資料を収集している	○	○
99	3.子育て支援	相談・情報提供	相談内容の記録は、記載内容にばらつきが生じないための工夫を行い、適切に保管している	○	○

100	3.子育て支援	相談・情報提供	相談を受けた職員が適切に対応できるよう、助言をしている	○	○
101	3.子育て支援	養育支援	子どもの心身の状態を定期的、継続的に観察し、必要に応じて随時把握し、記録している	○	○
102	3.子育て支援	養育支援	不適切な養育の可能性があると感じた場合は、速やかに本園内で情報共有し、対応を協議している	○	○
103	3.子育て支援	養育支援	虐待が疑われる場合は、園内だけで判断・対応を完結させず、速やかに市町村・児童相談所等へ通告し、連携して対応している。	○	○
104	3.子育て支援	虐待への対応	虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村・児童相談所等へ通告している。	○	○
105	3.子育て支援	虐待への対応	虐待を発見した場合は、得られた情報が速やかに園長に届く体制がある	○	○
106	3.子育て支援	虐待への対応	職員は日常の保護者や子どもの様子を注意深く観察し、虐待の予防や早期発見に努めている。	○	○
107	3.子育て支援	虐待への対応	マニュアルに基づいて園内研修を行っている	○	○
108	3.子育て支援	虐待への対応	日頃から、関係機関と連絡を図るための取り組みを行っている	○	○
109	4.子どもの安全	食中毒・感染症対策	マニュアルは、職員に周知されている	○	○
110	4.子どもの安全	食中毒・感染症対策	子どもに対して、食中毒・感染症予防に関する教育を行っている	○	○
111	4.子どもの安全	食中毒・感染症対策	保護者に対して、食中毒・感染症に関する普及啓発を行っている	○	○
112	4.子どもの安全	事故の対応	職員は、救命救急法についての研修を受講している	○	○
113	4.子どもの安全	事故の対応	本園内で起きた「ヒヤリハット事例」を蓄積し、事故発生を未然に防ぐための検討をしている	○	○
114	4.子どもの安全	不審者対策	不審者等の侵入防止策(出入り口の施錠・通報システムなど)が講じられている	○	○
115	4.子どもの安全	不審者対策	外部からの侵入に対する対策を実施している	○	○
116	4.子どもの安全	不審者対策	不審者対応マニュアルは、職員に周知されている	○	○

117	4.子どもの安全	不審者対策	警察や警備会社等との連携の下で、マニュアルに基づく研修が行われている	○	○
118	4.子どもの安全	不審者対策	不審者の情報が、関係機関や近隣住民等から得られるネットワークがある	○	○
119	4.子どもの安全	職員による虐待の防止	体罰、暴言、威圧、無理強い、放置等がないか、具体的な事例を用いて全職員で振り返っている。	○	
120	4.子どもの安全	職員による虐待の防止	気になる関わりをためらわず相談・報告できる体制があり、職員による虐待が疑われる場合の自治体への通報先・手順を全職員が理解している。	○	
121	4.子どもの安全	睡眠中の安全	仰向けを基本とする寝かせ方や寝具等に配慮し、窒息の危険がない睡眠環境を整えている。	○	
122	4.子どもの安全	睡眠中の安全	睡眠中の呼吸、顔色、姿勢等を定期的に確認・記録し、職員交代時にも確実に引き継いでいる。	○	
123	4.子どもの安全	誤嚥・窒息の防止	発達に応じた食材の形状・硬さ、姿勢、一口量に配慮し、食事中の見守りを徹底している。	○	
124	4.子どもの安全	誤嚥・窒息の防止	窒息時の対応を訓練し、玩具や小物等の誤飲を防ぐ点検を行っている。	○	
125	4.子どもの安全	アレルギー・与薬管理	生活管理指導表等の医師の指示に基づき、調理・配膳・提供時に対象児と食事内容を確認し、誤食を防いでいる。	○	
126	4.子どもの安全	アレルギー・与薬管理	誤食や急変時の役割・連絡手順を定め、処方されている場合のエピペンの使用を含めて訓練している。	○	
127	4.子どもの安全	アレルギー・与薬管理	与薬の受付、保管、対象児・薬・量・時間等の確認、実施及び記録の手順を定め、誤薬を防いでいる。	○	
128	4.子どもの安全	水遊び・熱中症予防	プール・水遊びでは、専ら監視する職員と指導する職員の役割を明確にし、監視の空白を防いでいる。	○	
129	4.子どもの安全	水遊び・熱中症予防	暑さ指数等と子どもの状態を踏まえて活動の実施・中止を判断し、水分補給と休息を確保している。	○	
130	4.子どもの安全	所在確認・引渡し	登降園、園外活動、活動場所の移動、職員交代時に、人数と一人一人の所在を確認している。	○	

131	4.子どもの安全	所在確認・引渡し	欠席連絡のない未登園児について保護者へ確認し、迎えに来た人の確認と引渡しを確実に行っている。	○	
132	4.子どもの安全	所在確認・引渡し	バス等を利用する場合は、乗降時の名簿確認と降車後の車内確認を行い、置き去りを防止している。	対象外	
133	4.子どもの安全	安全計画・事故対応	年間の安全計画に基づき、施設・遊具・散歩経路等の点検、研修、訓練を実施し、結果を踏まえて改善している。	◎	
134	4.子どもの安全	安全計画・事故対応	事故発生時の救護、救急要請、保護者・行政への連絡、記録及び再発防止の手順を全職員で共有している。	◎	
135	4.子どもの安全	災害への備え	火災・地震・浸水等を想定した避難訓練を行い、乳児や配慮を必要とする子どもの避難方法を確認している。	◎	
136	4.子どもの安全	災害への備え	避難先、保護者への連絡と引渡し、備蓄、災害後の保育継続・再開の体制を定め、定期的に見直している。	◎	
137	5.地域とのかかわり	連携協力	障がいや発達上の課題が見られる子どもについて、保護者・専門機関と連携し、必要に応じて個別の支援計画を作成し、環境や援助方法を見直している。	◎	○
138	5.地域とのかかわり	連携協力	小学校との交流や情報交換に加え、遊びを通した育ちや学びを共有し、要録等を活用して就学後の生活につなげている。	◎	○
139	5.地域とのかかわり	連携協力	関係機関や専門機関などと定期的に情報交換するなど、ネットワークを築いている	◎	○
140	5.地域とのかかわり	連携協力	要保護児童の早期発見や保護に協力している	◎	○
141	5.地域とのかかわり	地域の支援	本園を利用していない子育て家庭からの相談に応じているようにしている	○	△
142	5.地域とのかかわり	地域の支援	園庭開放、子育てセミナー等を行うようにしている	△	△
143	5.地域とのかかわり	地域の支援	緊急入所については、関係機関と連携し、柔軟かつ速やかに行われるように努めている	○	○
144	5.地域とのかかわり	地域の支援	地域の子育て支援ニーズについて、職員が話し合う機会を定期的に設けている	○	○